

# 障害学生支援における学生ピアサポートの活用に関する研究 —合理的配慮提供の義務化に備えて—

日上 耕司,<sup>\*†</sup> 杉生 真一,<sup>\*\*</sup> 辻 薫,<sup>\*\*\*</sup> 安井 美鈴,<sup>ψ</sup> 城越 幸一,<sup>ψψ</sup>  
中山 奈々美,<sup>ψψψ</sup> 郭 理恵,<sup>§</sup> 坂下 英淑,<sup>\*</sup> 森田 隆<sup>§§</sup>

**目的：**改正障害者差別解消法（以下、法）が公布され、3年以内に私立大学においても合理的配慮の提供が法的義務となる。本学においても障害学生の支援体制をより一層強化する必要がある。本研究では、支援体制強化の一環として、学生ピアサポートを活用することの有効性について検討することを目的とした。

**方法：**まず、(1)法の趣旨や「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮」の基本的な考え方を再確認し、本学の設立趣旨との整合性を検討した。(2)学生によるピアサポート制度の試行運用の結果、(3)国立2大学の視察結果、そして、(4)近隣の私立大学における合理的配慮義務化への準備状況に関する聞き取り調査の結果を検討した。

**結果：**以下の項目が明らかになった。(1)合理的配慮の本質は人的・物的な環境調整であり、その提供にあたっては個別に検討されなければならない。法の趣旨は本学の設立趣旨と合致している。(2)ピアサポート制度の実施には、支援学生養成のための研修システムや支援可能な活動の範囲についての検討などが必要である。(3)国立の2大学では、専属の教員を中心とするスタッフらが支援学生を養成し、雇用し、修学支援に活用している。(4)私立の8大学のうち5大学において既に学生アルバイトを修学支援に活用している。

**結論：**国立大学だけでなく私立大学においても障害学生支援における学生アルバイトの活用が進んでおり、その有効性は明らかである。本学においても実現に向け課題を検討を進める必要がある。

**キーワード：**改正障害者差別解消法, 障害学生支援, 合理的配慮, ピアサポート

(2022年10月14日受け付け、2022年12月9日受理)

## はじめに

2021年5月、障害者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）の改正法が成立した。改正法のポイントは、これまで事業者（私立大学を含む）の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」（法的義務）とされた点である。この改正法は、公布日である2021年6月4日から起算して3年以

内に施行される。遅くとも、2024年4月1日に施行されると予想される。

本学は、従前より障害学生への支援を実施し、試行錯誤を重ね支援体制の整備を進めてきた。また、2016年の障害者差別解消法の施行を受け、「障がいのある学生の修学支援に関する基本方針」、「障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」等を定め、支援体制の充実を試みてきたが、今回の法改正に伴う合理的配慮提供の義務化に備え、これまでの支援体制をより強化する必要があると考えられる。

\* 大阪人間科学大学 心理学部 心理学科  
\*\* 大阪人間科学大学 保健医療学部 理学療法学科  
\*\*\* 大阪人間科学大学 保健医療学部 作業療法学科  
ψ 大阪人間科学大学 保健医療学部 言語聴覚学科  
ψψ 大阪人間科学大学 人間科学部 子ども教育学科  
ψψψ 大阪人間科学大学 人間科学部 医療福祉学科 視能訓練士専攻  
§ 元大阪人間科学大学 人間科学部 社会福祉学科  
§§ 大阪人間科学大学 学生支援センター  
\*† 責任著者：大阪府摂津市正雀1-4-1、大阪人間科学大学 心理学部 心理学科  
E-mail：k-hikami@kun.ohs.ac.jp

そこで本稿では、まず、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下、文科省対応指針）」（文部科学省、2015<sup>1)</sup>）に記載された、障害者差別解消法の主旨や「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」の基本的な考え方を踏まえた上で、これまでの本学の取り組みをふりかえる。次に、2021年度の薫英研究費の補助を受けて実施した、学生によるピアサポート制度の試行運用の結果と、私立大学に先んじて義務として合理的配慮提供を行っている国公立大学の視察結果を報告する。さらに、その後に実施した近隣諸大学への合理的配慮義務化への準備状況についての聴き取り調査の結果を報告し、今後に向けての本学の課題について考察することとする。

## 1. 文科省対応指針の概要

### (1) 障害者差別解消法

2016年施行の障害者差別解消法（以下、解消法と略す）では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進すること」を目的として謳っている。一方、本学は設立理念や大学のビジョン、教育理念として、「互いに人間の違いを認め合い、その独自性を尊重しつつ共に生きる共生の原理を基本」とすることや「自立と共生の心を培う人間教育」等を実践することを宣言しており（大阪人間科学大学、2022<sup>2)</sup>）、両者はまさしく合致している。

文科省対応指針の冒頭には、解消法の制定の経緯や、同法における障害者の定義、障害の捉え方に「社会モデル」の考え方を踏まえることなどが記載されている。法の対象となる障害者については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と記載されており、確定診断に至らないものも含め、障害者をより幅広く捉えている。また、社会モデルとは、障害者の日常生活や社会生活の制限の原因は障害にあるのではなく、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」（障害者基本法第2条2号、障害者差別解消法第2条第2号）と定義される「社会的障壁」にあるとの考え方である。

また、努力義務として「望ましい」と記載されている内容は、関係事業者がそれに従わない場合も法に反すると判断されるわけではないが、同法の理念や目的を踏まえ、「できるだけ取り組むことが望まれることを意味」しており、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返す、自主的な改善が困難である場合、文部科学大

臣が関係事業者に報告を求め、助言、指導、もしくは勧告ができると記載されている。高橋（2016）<sup>3)</sup>は、指導を受けるような事案が発生すればマイナス面で社会的に注目を集めることになるであろうし、私立大学でも合理的配慮を提供するのが原則と考えた方が良くだろうと指摘している。

### (2) 不当な差別的取扱い

解消法8条第1項には、「正当な理由なく、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と記載され、不当な差別的取扱いを禁じている。権利利益の侵害とは、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否することや、提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すこととされている。正当な理由なく、障害があることを理由として受験や入学、受講などを拒否したり、環境が整っていないことを理由に受験や入学を断念するよう誘導したりすること、介助を自己負担で調達するよう求める、情報保障を自分で用意することを条件に入学を認めることなどは不当な差別的取扱いに該当すると考えてよいだろう。

正当な理由に相当するものは、「財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合」とされる。そして、正当か否かの判断は、個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じて総合的・客観的になされる必要があり、個別の検討なく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて財・サービスや各種機会の提供を拒否や制限すること、条件を付加することは法の趣旨を損ない適当でないとされる。したがって、障害種別によって入学者の上限を決めることや、あらかじめ合理的配慮の範囲を決めることは、個別の検討をしないことと同義であり、適当でないと考えられる。表1に対応指針に記載された不当な差別的取扱いに当たり得る具体例を示す。記載事項は、正

表1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例  
(文部科学省、2017)

#### ■不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- ・学校、社会的教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること
- ・資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと
- ・社会的教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスを利用させないこと
- ・学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと
- ・試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること

当な理由が存在しないことを前提としていることと、あくまでも例示であり、記載例のみに限られるわけではないことに留意が必要である。

### (3) 合理的配慮

「合理的配慮」は、障害者権利条約第2条に、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更と調節であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。対応指針には、事業者は、障害者から意思の表明があった場合、「その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の個別の事情に応じて、社会的障壁の助教の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない」と記載されている。高橋（2016）<sup>3)</sup>は、合理的配慮は reasonable accommodation の訳であり、本来は変更と調整という意味であるが、日本語で「配慮」と言うと、「気遣い」「気配り」といった意味にとらえられやすく、accommodation 本来の意味が伝わりにくいため、「配慮」とは「変更・調整」を行うことだ、という補足説明を常にしていくのが良いと指摘している。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性が高く、代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであり、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものとされる。一方、過重な負担についても、個々の事案の具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、そうした個別の検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な判断に当たると判断することは、法の趣旨を損ない適当でないとされる。表2に対応指針別紙1に記載された合理的配慮の具体例を示す。また内閣府（2017）<sup>4)</sup>による合理的配慮の提供事例集より、合理的配慮の提供事例を抜粋して表3および表4に、環境整備事例を表5および表6に示す。

### (4) 高等教育段階における留意点

対応指針（別紙2）には、分野別の留意点として、学校教育分野における留意点が記載されている。構成は、1. 総論、2. 初等中等教育段階、3. 高等教育段階となっており、3. はさらに、(1) 合理的配慮に関する留意点、(2) 合理的配慮の具体例、(3) 相談体制の整備に関する留意点、(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮、(5) 情報公開、の5項目から構成されている。以下に概要を紹介する。

(1) 合理的配慮に関する留意点では、合理的配慮を提供するに当たり、大学等が指針とすべき6項目が記載されている。以下に示す通りであるが、合理的配慮の

提供が個別性の高いものであること、したがって、本指針等に記載されているもの以外は、合理的配慮として提供する必要がないというものではないことが念押しされている。

- ① 機会の確保：障害者を理由に就学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
- ② 情報公開：障害のある大学進学希望者に対し、大学等全体としての受け入れ態勢・方針を示すこと。
- ③ 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
- ④ 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
- ⑤ 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
- ⑥ 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

次に、「(2) 合理的配慮の具体例」では、対応指針別紙1（本稿表2）に示すものの他、独立行政法人日本学生支援機構が作成する「大学等における障害のある学生への支援・配慮事例」や「教職員のための障害学生修学支援ガイド」を参考にすることが効果的であると推奨している。

「(3) 相談体制の整備に関する留意点」では、ア 担当部署の設置及び適切な人材配置、イ 外部支援の活用、ウ 周囲の学生の支援者としての活用について述べられている。アでは、専門性の高い教職員やコーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者などの人的配置を行うことや、障害のある学生と大学との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的組織を学内に設置することが望ましいとしている。イでは、障害は多岐に渡り、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ学外資源の活用を検討するよう示し、ウでは、障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、「一つの方法である」と、周囲の学生を支援者として活用することを提案している。また、そのためには一部の学生に過度な負担がかからないようにすること、支援学生と障害学生との人間関係に留意するとともに、一定の支援の質を担保するために十分な研修を行うことが重要であるとしている。

「(4) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図るための配慮」では、障害のある学生からの相談は、担当部署ではなく、まず身近な学生や教職員に対して行われることが多いと考えられることから、周囲の学生や教職員への啓発が必要であることが指摘されている。「(5) 情報公開」では、各大学等が、入学試験におけ

表2 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例 (文部科学省, 2017)

■物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- ・管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- ・配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設けること。

- ・移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- ・聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- ・目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりすること。
- ・介助等を行う学生（以下「支援学生」という）、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

■意思疎通の配慮の具体例

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- ・情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りを空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

- ・知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確認すること。
- ・子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- ・比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

■ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援学生等が必要書類の代筆を行うこと。
- ・障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状態に応じて別室を用意すること。
- ・学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- ・スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- ・入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- ・聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・量を調整したり、文字による代替問題を用意したりすること。
- ・知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- ・肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。

- ・日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- ・慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- ・治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ・発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- ・学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
- ・理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができない学生等や、実験の手順や試薬を混同するなど、作業が危険な学生等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりすること。

表3 合理的配慮の提供事例（内閣府，2017）「生活場面例：教育」より抜粋（その1）

| 障害者が困っていること／合理的配慮提供の申し出   | どのように合理的配慮を提供したのか   |
|---|---|
| <b>*視覚障害</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学当初は特に、教室、階段、トイレの位置などが分からず、学校内の移動が不安になる。</li> <li>・後で復習するときに使いたいので、授業を録音させてほしい。</li> <li>・黒板に書かれている重要な箇所について、赤色のチョークで強調されると、色覚障害があるため分からなくなってしまう。</li> <li>・通常のテスト問題用紙では、印刷された文字が小さくて、弱視なので読むことができない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学の際に学校内の移動訓練を行った。</li> <li>・授業の録音は禁止されているが、障害の状況から合理的配慮の提供に当たると判断し、録音機器の使用を認めることとした。</li> <li>・強調したい箇所があるときは、他の見やすい色のチョークを用いたり、カラーチョークではなく波線によって強調したりするなど、黒板の書き方を工夫することとした。</li> <li>・拡大文字を使ってテスト問題用紙を作成した。また、拡大鏡などの補助具を使用できることとした。</li> </ul>   |
| <b>*聴覚・言語障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡大文字を使う配慮の提供を受けているが、教材が大きくなり机からはみ出してしまう。</li> <li>・難聴がある影響で、授業を聞くこととノートを書くことの両立が難しいときがある。</li> <li>・出席点呼を聞き取れないが、他の生徒と同じように返事をした。</li> <li>・難聴のため、音楽の授業で扱った曲について、当日初めて聴くと内容がよく分からない。</li> <li>・英語の試験にリスニングがあるが、聴覚障害により受験することができない。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・座席配置を変更して、その学生が2つの机を使えるようにした。</li> <li>・授業の撮影は禁止されているが、障害の状況から合理的配慮の提供に当たると判断し、黒板の撮影を認めることとした。</li> <li>・出席点呼をするときには、口頭だけではなく身振り・指文字・手話などを加えて、その生徒に自分の順番となったことが伝わるようにした。</li> <li>・学習予定曲のCDを貸し出し、事前に聴いておくことができるようにした。</li> <li>・代替試験を設けて点数を補えるようにした。</li> </ul>   |
| <b>*盲ろう</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学入試（面接、小論文）の際に、通訳・介助者の派遣制度を利用したい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・面接では、事前に関係者（面接官、盲ろう者、通訳・介助者）で面接方法や会場レイアウトなどについて打合せを行ってから実施した。小論文では、通訳・介助者が同席したほか、時間延長やパソコン使用許可などの配慮を行った。</li> </ul>   |
| <b>*肢体不自由</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室移動に時間を要することなどによる遅刻を認めてほしい。</li> <li>・試験中にトイレへ行けるようにしてほしい。トイレは多機能トイレを希望する。</li> <li>・課外授業に参加したいのだが、移動時に乗車予定のバス路線が車イスに対応していない。</li> <li>・下肢装具を着用しているが、皆と修学旅行に参加したい。現地では他の生徒と一緒に行動したい。</li> <li>・子供の運動会を見学したい。車イスを使用しているのだが、車イスのまま見学できる場所はあるだろうか。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に起因する遅刻を認めることとし、成績評価においては、出席基準の緩和やレポート提出などの代替手段を設けた。</li> <li>・試験会場を多機能トイレの近くにある部屋にするとともに、座席についても部屋の出入口の近くを割り当てた。</li> <li>・学校の校用車を随行させ、車イスを使用している生徒は校用車で移動することとした。</li> <li>・下肢装具着用を前提として、移動ペース、休憩場所、ホテルの部屋割りなどを検討し、できるだけ他の生徒と一緒に行動できるよう計画した。</li> <li>・保護者が見学する場所は先着順の自由スペースであり、車イスでは移動しにくい位置もあることから、車イスのまま見学しやすいスペースを別途設け、そちらへ案内した。</li> </ul>   |
| <b>*知的障害</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかが明確に示されていないと、不安定になってしまい、学習活動への参加が難しくなる。</li> <li>・言葉だけの指示だと、内容を十分に理解できないで混乱してしまうことがある。</li> <li>・咀嚼することが苦手であり、通常の給食では喉に詰まらせてしまう可能性がある。</li> <li>・触覚に過敏さがあり、給食で使うステンレスの食器が使用できず、手づかみで食べようとする。</li> <li>・多くの人が集まる場が苦手で、集会活動や儀式的行事に参加することが難しい。</li> <li>・聴覚に過敏さがあり、運動会のピストル音が聞こえると、パニックを起こしてしまうかもしれない。</li> <li>・卒業式での証書授与の際に、どこで立ち止まり、どこを歩くのかを理解するのが難しい。</li> <li>・外部で行われる体験学習に参加したいが、学校内と同じように配慮をしてほしい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の理解度に合わせて、実物や写真、シンボルや絵などで活動予定を示した。</li> <li>・身振り手振りやコミュニケーションボードなども用いて内容を伝えるようにした。</li> <li>・大きな食材については、小さく切ったりミキサーで細かくしたりして、食べやすいサイズに加工することとした。</li> <li>・シリコン製やポリプロピレン製など、学校にある素材の食器のうちから受け入れやすい触感の食器を用いることとした。</li> <li>・集団から少し離れた場所で本人に負担がないような場所に席を用意したり、聴覚に過敏があるのであれば、イヤーマフなどを用いることとした。</li> <li>・ピストルは使用せず、代わりに笛・ブザー音・手旗などによってスタートの合図をすることとした。</li> <li>・会場の床に足形やテープなどで動線と目的の場所を示すことで、どこを歩くのかを理解しやすいようにした。</li> <li>・体験学習先と内容や所要時間などについて打合せをし、外部でも同じような配慮を提供できるように調整した。</li> </ul> |
| <b>*精神障害</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の状況によっては、授業中に情緒不安定になってしまうことがある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情緒不安定になったときには、落ち着くまで一人になれる場所へ移動して休むことができるようにした。</li> </ul>  |

表4 合理的配慮の提供事例（内閣府，2017）「生活場面例：教育」より抜粋（その2）

| 障害者が困っていること／合理的配慮提供の申し出   | どのように合理的配慮を提供したのか  |
|---|--|
| <b>*発達障害</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文字の読み書きに時間がかかるため、授業中に黒板を最後まで書き写すことができない。</li> <li>・マークシート選択式の試験は通常どおりに受けられるのだが、自由記述式の試験では書字が乱れてしまう。</li> <li>・教員の話聞いて想像することが苦手なため、内容を理解することができない。</li> <li>・周囲の物音に敏感なため気が散ってしまい、集中して学習に取り組むことができない。</li> <li>・パニックを起こしてしまうことがあるので、授業中に問題の回答者として指名しないでほしい。また、指名しないことを他の生徒には伝えないでほしい。</li> <li>・先を見通すことが苦手なため、初めての活動に対して不安になり、参加することができない。</li> <li>・時間の見通しが持てず、活動の切替え時に混乱してしまうことがある。</li> <li>・触覚過敏があり、肩を叩かれて呼ばれるなどの対応に驚いてしまうことがある。</li> <li>・触覚過敏があり、新しい素材に触れるとパニックになってしまう。</li> <li>・絵画の授業時にいつもパニックになってしまうので、落ち着いて授業参加できるようにしてほしい。</li> <li>・集団で行動する授業に適応できずにいるが、本人の希望としては参加したいと思っている。</li> <li>・もの忘れをする傾向があり、頻繁に宿題などがあることを忘れて未提出になってしまう。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、黒板の写真を撮影できることとした。</li> <li>・自由記述式の試験では罫線のある解答用紙を使うようにした。</li> <li>・絵、写真、図、実物などを見せることで、授業内容や活動予定を理解しやすく配慮した。</li> <li>・教室内での耳栓使用や、別室への移動により、静かな環境で課題に取り組めるようにした。</li> <li>・各授業の担当教員が事前に情報共有しておき、他の生徒は気づかないように指名対象から外す配慮を行った。</li> <li>・活動を始める前に、これから活動する内容や手順について説明して確認することで、安心して取り組めるよう配慮した。</li> <li>・時計やタイマーなどを使って時間の見通しを持てるようにした。</li> <li>・なるべく直接体に接触しないようにし、やむを得ない場合には、事前に十分に予告してから接触するようにした。</li> <li>・本人の意に沿わない場面で対象物に触れることを強要しないようにし、どうしても新しい素材に触れることが必要な場合には、緩和される手立てを検討するようにした。</li> <li>・パニックの要因が色覚過敏であることが見込まれたため、色味の薄い用紙や色鉛筆の使用許可などを配慮し、落ち着いて授業参加できるようになった。</li> <li>・無理のない形で段階的に移行することとし、徐々に集団で行動する時間を増やしていく授業スケジュールを計画した。</li> <li>・宿題などの提出物があるときには、保護者にも連絡して知らせるようにした。</li> </ul> |
| <b>*内部障害、難病に起因する障害</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な通院が必要であることから、授業や試験に欠席することが多くなってしまふ。</li> <li>・生徒が学校にいる間も定期的に薬を飲む必要があるが、うっかり飲み忘れてしまうことが何度もあった。</li> <li>・試験中に薬と水を机上に置くことと、試験中に服薬することを認めてほしい。</li> <li>・症状の特性などについて、クラス担任の教員だけでなく、各教科担任の教員にも知っておいてほしい。</li> <li>・マラソンなどの体育の授業は、体力が落ちてきており難しい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当教員の間で授業や試験における配慮について情報共有を行い、欠席が多くなる場合には、レポート提出などの代替手段を設けることとした。</li> <li>・生徒本人がアラーム機能付きの時計を持つようにしたほか、担当教員も一緒に時計のアラーム時間を設定して、薬の飲み忘れがないよう声をかけるようにした。</li> <li>・試験監督者が事前に確認を行った上で、机上に置いて試験中に服薬することを認めた。</li> <li>・クラス担任が聞いたことは教科担任へも伝え、関係者全体で情報共有するようにした。</li> <li>・参加が難しい競技は見学し、そのレポートを提出することで成績評価することとした。</li> </ul>  |
| <b>*重症心身障害</b>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校では仰向け姿勢や後傾椅子座位でいることが多いので、天井灯の光が視野に入り、眩しさから目を閉じてしまう。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・天井灯の手前に白い布などを広げて吊るし、光が直接目に射しこまないようにしたところ、以前よりも目を開けることができるようになった。</li> </ul>  |

表5 環境の整備事例（内閣府，2017）「生活場面例：教育」より抜粋（その1）

| 障害者が困っていること／環境の整備の申出   | どのように環境を整備したのか  |
|--|---|
| <b>*視覚障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書などの教材が紙媒体で読むことができない。</li> <li>・試験や受験の当日には合理的配慮の提供を受けられるが、日常の勉強で使える障害に対応した練習問題が少ない。</li> <li>・電子テキスト化の他に、点字化もしてほしい。</li> <li>・所属クラスをはじめ音楽室や美術室など様々な教室を利用することになるが、教室を移動するときに迷ってしまうことがある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材を電子テキスト化して提供する体制を整えた。</li> <li>・過去問などを電子テキスト化し、パソコンの読み上げ機能で使える問題集を作成した。</li> <li>・学校に点字プリンターを導入した。</li> <li>・教室の用途が分かるように、各教室のドアのところに点字ラベルで教室名や教室番号を表記するようにした。</li> </ul> |

表6 環境の整備事例（内閣府, 2017）「生活場面例：教育」より抜粋（その2）

| 障害者が困っていること／環境の整備の申出   | どのように環境を整備したのか  |
|--|---|
| <b>*聴覚・言語障害</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器を使っているが、授業で聞き取りにくいことがある。</li> <li>頻繁に丁々発止の議論をするゼミ形式の授業なので、議論のやり取りをフォローするのが難しい。</li> <li>理工系大学のため化学反応などを伴う実験を行うことになるが、もしものときに危険を察知しづらい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯できるFM音声送信機を導入し、話し手はそれを装着して授業を行うこととした。また、本人から申出があれば、ノートテイクを配置できるようにした。</li> <li>筆談などにより議論のやり取りを素早く伝えるのは困難であったことから、手話通訳者と派遣契約をし、授業の補助員として配置した。</li> <li>非常時の警報が視覚化されるように、回転灯で知らせる装置を実験室に設置した。</li> </ul>   |
| <b>*肢体不自由</b>  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設にエレベーターがないので、1階の教室でなければ移動時の負担が大きい。</li> <li>医療的ケアが必要な生徒については、パート勤務の看護師が対応しているが、勤務時間に制限があるため、親も付き添っていただければならない。</li> <li>一人で通学できるものの、教材や文房具などの毎日の持ち運びが負担になっている。</li> <li>支援学級の教室の床で、足を滑らせそうになってしまう。</li> <li>来年度に入学予定の生徒について、通常のトイレを使用することが難しいという旨の連絡があった。</li> <li>パソコンを使う授業では、手が不自由なためマウス操作が難しい。</li> <li>休み時間などに多数の学生が通る廊下があり、そこでは車イスの先端が交差する廊下の陰から出てくる学生とぶつかってしまうことがある。</li> <li>普段は一人で移動できるが、積雪があると難しい。</li> <li>排水溝に網状の蓋（グレーチング）が置かれているのだが、網目が大きすぎて車イスのタイヤがはまってしまう。</li> <li>自宅からだと遠距離通学となるので、学生寮に入りたい。</li> <li>現在のスクールバスの巡回ルートでは、乗車から学校到着までの時間が長いので、体調面での負担が大きい。</li> <li>特別支援学校まで親が送迎しているが、遠方のため時間がかかってしまい負担が大きい。</li> <li>電車の乗り降りでは携帯スロープによる移動支援が必要となるが、入学予定の学校の最寄りは無人数だ。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター設置の見通しが立たないため、その生徒が所属するクラスが1階となるように校舎の教室配置を変更した。</li> <li>常勤の看護師を配置し、親の付添いがなくとも医療的ケアを提供できる環境を整備した</li> <li>学校に大きめのロッカーを設置し、そこに学校生活に必要なものを収納しておけるようにした。また、必要があれば教材を2セット渡し、持ち運ばなくとも学校と家で使えるようにした。</li> <li>ケガなどを未然に防止できるように、床に滑りにくいコルクボードを敷き詰めた。</li> <li>トイレの一部を改修し、多目的トイレを設置した。</li> <li>タッチパネルで操作できるタブレット端末を導入した。</li> <li>見通しの悪い交差箇所にミラーを設置して、お互いの死角がでないようにした。</li> <li>教室移動などの動線について検証し、動線に当たる校舎間の除雪を重点的に行うようにした。</li> <li>蓋を置き換えるのは費用負担が大きいことから、よく通る箇所の蓋の上にゴムマットを敷いて防止することとした。</li> <li>学生寮は障害者の生活に対応していなかったため、段差解消や手すり設置などのバリアフリー化の改築を行った。</li> <li>短い時間での送迎を可能とするため、スクールバスの増車と巡回ルートの見直しを行った。</li> <li>学校と教育委員会で検討し、より近い場所に分校を立ち上げた。</li> <li>関係者で話し合った結果、鉄道会社は携帯スロープを無人駅に常時配備し、学校の職員や学生が駅での移動支援を行うこととなった。</li> </ul> |
| <b>*知的障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>発語はないが、実物や指差し、発声で要求や援助を伝えることができる。しかし、明確に相手に伝わらないことも多い。</li> <li>危険性の予知が難しく、校舎の窓から外へ出ようとすることがある。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の理解度や操作能力に合わせて、絵カードやタブレット端末、音声ペンなどの補助手段を導入した。</li> <li>落下を防ぐため、やや高めの窓手すりや柵を設置した。</li> </ul>  |
| <b>*精神障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>障害により講義に集中できないときがあり、単位の取得が難しくなっている。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の希望と症状の診断結果を考慮して、一部の講義にチューターを付けて修学支援することとした。</li> </ul>  |
| <b>*発達障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>周囲に多数の生徒がいる環境だと集中できなくなってしまう。大教室で行われる講義については、別室で受けられるようにしてほしい。</li> <li>大きな音に敏感な児童への対応が求められた。</li> <li>休憩時間から授業への気持ちの切替えに時間がかかるため、授業に集中できない。</li> <li>黒板の横などに掲示スペースがあると、視界に入る掲示物が気になって授業に集中できない。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大教室にカメラ、別室にモニターを設置し、別室において受講できるようにした。</li> <li>椅子の引きずる音を減少させるため、全ての机と椅子の脚に防音加工を施した。</li> <li>休憩時間に好きな活動をしている途中でも授業への気持ちの切り替えやすくなるように、チャイム前に合図となる音楽を流すようにした。</li> <li>掲示スペースを教室の後ろ側へ移設した。</li> </ul>  |
| <b>*内部障害、難病に起因する障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>気管切開で吸引処置が必要な生徒が来年入学することになった。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学校でも吸引処置を行えるように、養護教諭が手技を習得して対応することとした。</li> </ul>  |
| <b>*重症心身障害</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>近隣の特別支援学校への通学を希望したが、医療的ケアがあるため、遠く離れた肢体不自由学校、病弱児学校を勧められてしまった。</li> <li>学校では医療的ケアを受けられるが、スクールバスの中では受けられないので利用できず、保護者が毎日送迎している。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人及び保護者の希望に沿った形で近隣の学校へ通学が可能となるように、看護師の巡回などの体制・設備の整備を行った。</li> <li>看護職員などの医療的ケアに対応できる者もスクールバスに乗車するよう勤務時間を変更した。</li> </ul>   |

る障害のある受験生への配慮内容、大学構内のバリアフリーの状況、入学後の支援内容・支援体制、受入れ実績、などを可能な限り具体的に明示し、それらの情報をホームページ等に掲載するなど、広く情報を公開することが重要である、としている。

## 2. ピアサポート制度の試行運用

### (1) 目的

2021年度の薫英研究費の補助を受け、学生による障害学生支援制度の試行運用を行った。目的は、合理的配慮提供の義務化に備え、特別なニーズのある学生への合理的配慮を提供するシステムの一環として、学生によるサポート体制（ピアサポート制度）を構築し、その運用を試み、運用上の問題点等を検討することであった。

### (2) 方法

肢体不自由のある学生、難聴のある学生各1名を要支援学生（サポーター）として選定し、依頼した。また、従来ノートテイク者として登録済みの学生を含め、4名の学生にピアサポーターを依頼した。いずれも快諾を得た。サポート活動には所要時間に応じて謝金を支払った。これは、謝金を支払うことによって、サポーターには責任感の醸成、動機づけの向上がみられること、サポーターにはサポーターへの気兼ねがなくなり、対等な立場で要求ができることなど、双方にポジティブな効果があることが知られているからである（日上・大野・奥田・小林, 2006<sup>5)</sup>）。

サポーターとサポーターのマッチング、謝金の支払い等の事務手続きは学生支援センタースタッフが行った。

### (3) 結果と考察

2名のサポーターへのピアサポートを実施することによって、学生支援センターがその運用手順を経験できたことは、今後の運用にあたり有益であった。

サポーターとなった1名の学生は、進行性の平衡障害により歩行に困難があった。週に1回、15分間の休み時間中に本学庄屋学舎と正雀学舎を移動する必要があるが、間に合わないことや急ぐことより転倒の可能性があったため、車イス介助による支援を行った。週1回のみであったため、サポーターとのマッチングに課題は残ったものの、十分な支援が行えた。ただ、下校の際の最寄駅までの移動についてはピアサポートの対象ではなく、友人によるナチュラルサポートに頼る状態であったため、毎日支援が受けられているわけではなかった。そして実際、1人で下校する際に自動車との接触事故が発生した。幸い大事には至らなかったが、運動障害のある学生の大学から大学最寄駅までの移動については、学生の安全や家族の負担などを考慮すると、個々の事情も踏まえた上で、ピアサポートの

範囲に含めることを検討する必要があると考えられる。

もう1名のサポーター学生は難聴がありノートテイクによる支援を行った。しかしながら、難聴の他に過眠症様の症状を示すことが多く、ノートテイク者の支援中も、覚醒状態で授業を受けることが難しい時間が多かったため、ノートテイク者が役割を十分に果たす機会が限られた。そのため、学生本人がノートテイクの有効性を実感するまでには至らなかった。このケースからは、障害特性だけでなく、授業やその他の学生生活場面のより詳細なアセスメントが必要であることが示唆された。

その他、サポーターとなる学生をいかにして確保するか、サポーターの支援スキル向上のための研修が必要不可欠であることなどが、ピアサポート制度運用に向けての課題となることが明らかになった。

## 3. 国立大学視察

### (1) 目的

解消法施行の2016年より「義務」として対処している国立大学における合理的配慮提供の実状について情報を得ることと目的とした。

### (2) 方法

A大学とB大学を視察の対象とした。A大学は、「障害の有無や身体特性、年齢や言語・文化の違いに関わらず、情報やサービス、製品や環境の利便性を誰もが享受できる豊かな社会を創出する知識・技術・経験とコーディネート能力を持った人材の育成を推進すること」を目的とするアクセスビリティリーダー養成協議会の会長校を務め、障害者支援において西日本の中心的役割を果たしてきた大学であることから選定した。また、B大学は、本学に地理的に最も近く利便性が高いことから選定した。

2021年11月12日（金）14:30～16:30に、教職員3名（第1、第3、第9著者）でA大学アクセシビリティセンターを視察した。また、2022年2月8日（火）10:00～11:00に、教職員3名（第1、第4、第9著者）でB大学キャンパスライフ健康支援センターを視察した。

### (3) 結果と考察

A大学アクセシビリティセンターでは、①A大学における障害学生の支援体制と役割、②アクセシビリティセンターの学生スタッフについて、③ピアサポーターについて、④精神疾患等で登校できない学生への対応、⑤修学支援の申請が遅れて重度化しないための方策、⑥キャリアセンターとの連携、⑦支援者（教職員等）への研修、⑧アクセスビリティリーダー育成協議会研修、⑨その他の、9項目について情報を得た。同センターでは、保有している資格やスキルから5種類の学生を障害学生支援に活用しているとのことであった。内訳は、①障害学生支援を実習する教養教育科目



を履修している学生、②①の単位を取得した上で、アクセシビリティリーダー養成協議会主催のアクセシビリティリーダー育成プログラム（ALP）において、2級AL資格を所得したアクセシビリティ・サポーター（約20名）、③同じくALPにおいて1級AL資格を所得したアクセシビリティ・インターン（約20名程度）、④当該部局またはアクセシビリティセンターの推薦を受けたアクセシビリティ・チューター（若干名）、そして、⑤大学院生のティーチングアシスタント（TA）である。これらの学生を必要に応じて、実習や演習の授業に配置しているとのことであった。

学生を支援者として活用することについては、支援技術は外部の専門支援者に比べて落ちる部分があるが、外部の支援者では分からない学部のことを知っているというメリットが大きいことから、大変重要であると捉えているとのことであった。また、その運用に当たっては、年度によってニーズ数は異なり、ニーズ確保も重要な側面であることや、支援学生の人数を調整するため、上記の②③の階級を利用しており、ニーズが少ない時には③アクセシビリティ・インターンのみ、多い時は②アクセシビリティ・サポーターまでを活用している。さらにニーズが多く学生スタッフが足りない場合は、他大学の学生を活用することもあるとのことであった。当然ながら、支援学生の個性は多様で、サポートをやりすぎる学生や、あまり何もしない学生がいたり、利用学生とのトラブルが発生したりすることもあり、その都度センターが対応しているとのことであった。聴覚障害のある学生への支援では、手書きのノートテイクは行っておらず、音声確認アプリを使用してテイクが修正する方法を行っているとのことであった。

B大学健康支援センターでは、合理的配慮提供の手順の詳細についての情報を収集した。手順は、①学生から所属学部・研究科の支援担当教職員あるいは当センターアクセシビリティ支援室のスタッフへの相談、②配慮申請用紙提出、③診断書等の提出、④アクセシビリティ支援室の専門スタッフとの面接：ニーズと希望の明確化、⑤アセスメント（主治医の意見書、心理職による心理検査、担当職員の面談）、⑥アクセシビリティ支援室担当者によるニーズレポート作成、⑦所属学部・研究科の担当教職員を交えた合理的配慮検討委員会（一部学生も同席）、⑧配慮依頼文書の授業担当教員への配布、の順に実行されるとのことであった。

支援者としての学生活用については、学生アルバイトを募集して活用しているが、募集や活用は同センターの管轄ではないとのことであった。支援に当たる学生は、支援を受ける学生の所属学部学科の事情をよく知っている方が諸事好都合であることからすると、各学部事務組織のある国立大学では、各学部において学生アルバイトの募集・活用を行っているものと推察され

る。

両大学視察で収集された情報の詳細については別稿に譲るが、いずれの大学もアルバイトとして雇用した学生を支援者として活用し、ノートテイクやパソコンテイクの研修などを運営しており、高度の専門性を備えた複数のスタッフや周到な研修システム、そして支援者となる豊富な人的資源のうえに円滑な運用がなされている実態がうかがえた。いずれも学生数1万人を越える大規模校であり、両大学のシステムを小～中規模に当たる本学にそのまま適用することは難しく、適用に当たっては相当の調整や工夫が必要であろう。

#### 4. 近隣私立大学への聴き取り調査

改正障害者差別解消法の施行に伴う合理的配慮の義務化に備え、近隣諸大学に聴き取り調査を実施した。対象とした大学は、本学とほぼ同規模であること、比較的近隣にあり、必要であれば現地視察が可能な大学とした。表7に、「改正法に伴い準備していること」、「修学支援全般」、「聴覚障害学生支援」、「肢体不自由学生支援」、「学生アルバイト制度」、「その他」の6項目の概要をまとめた。各大学の学部構成や学部の性質上、障害のある学生の在籍数が異なるため、準備の進捗に多少の違いはあるものの、いずれの大学も、改正法の施行に向け、準備が必要であることを認識していることは共通している。また、調査した半数を越える大学において、聴覚障害学生に対するノートテイクやパソコンテイクなどによる支援と、学生アルバイトの活用をすでに実施していることがわかった。

#### 結論

合理的配慮提供の義務化は、事業者である大学が障害学生支援に主体的に取り組むことを要請するものである。また、障害者差別解消法の趣旨と本学の設立理念、ビジョン、教育理念は合致している。時代の要請に応えるためにも、本学の理念を具現化するためにも、改正法施行に備え、障害等のある学生に対して、より多様かつより多くの支援ができる体制を整えることは、現在の本学の責務であろう。

このような状況下で、取り得る最良の1つの対応策として、学生を支援者として活用するピアサポート制度を挙げることができる。文部科学省は、多岐に渡る障害に十分に対応するために、外部資源の活用と周囲の学生を支援者として活用することを対応の指針としている。本稿では詳細については述べていないが、民間の外部資源を活用する場合と比較すると、学生を活用するピアサポート制度は7～8倍コストパフォーマンスがよい。また、対人援助職の養成を教育目標とする本学においては、学生が学内で対人援助の実践を経

表7 近隣大学への聴き取り調査結果

| 大学 | 収容定員<br>(名) | 改正法に伴い<br>準備していること   | 修学支援全般   | 聴覚障害学生支援   | 身体障害学生支援                         | 学生<br>アルバイト<br>制度 | その他  |
|----|-------------|--|--|--|----------------------------------|-------------------|--|
| C  | 約1,900      | 同規模の他大学の状況把握中。所轄部署の委員会で原案を検討し、最終決定は学長が行う                               | 希望学生のニーズを確認した上で大学が過剰な負担にならない合理的配慮を提供している。ガイドライン等はHP等で公表していない                       | 希望学生がいないので実施していない  | 学外の移動支援は他学生に依頼してボランティアで実施中       | 検討中               |  |
| D  | 約2,100      | 具体的には取り組んでいないが、必要だと考えている。研修受講し、動向把握は行っている                              | 指針はホームページで公表している。支援を希望する学生がいれば直ぐに対応している  | ノートテイク・パソコンテイクを実施（報酬を支払っている）   | 学生サポーターに依頼して実施（報酬を支払っている）        | あり                |  |
| E  | 約2,900      | 現在実施している修学支援をより高度なものにしようとして取り組んでいる。課題として入試に関する配慮を検討している                | 指針らしきものはホームページで公表している。大学が責任を持って修学支援に取り組んでいる  | 10名の聴覚学生が在籍している。希望する学生に、ノートテイク・パソコンテイクを実施している（報酬を支払っている）               | 依頼がないので実施していない。依頼があれば実施する方向で検討する | あり                |  |
| F  | 約2,000      | 本学作成のガイドラインに沿って実施している。問題意識はある  | ガイドラインに沿って実施している。ガイドラインはホームページに記載なし。視覚障害学生に対し資料等の文字化を学生アルバイトを使って行っている              | UDトークを利用している。学生アルバイトに先生方の読み原稿を入力してもらい文字化している。ノートテイク等は必要だと考えているが導入していない | 依頼がないので実施していない。依頼があれば実施する方向で検討する | あり                |  |
| G  | 約1,600      | 情報収集して全教職員へ周知している。色々な研修を受講することで他大学の状況把握も行っている                          | 合理的配慮は、必要な支援であるので、学生から要望があれば学内で検討した上でできる範囲で合理的配慮を実施している。その積み重ねが解消法に向けた取組だと考えて行っている | ノートテイクのみ実施している（報酬を支払っている）。パソコンテイクは検討中                                  | 対象者が在籍していないので実施していない             | あり                | ノートテイクは、聴覚障害学生だけでなく、文字を書くのが遅い学生に対しても提供している       |
| H  | 約2,300      | 準備する必要はあると考えている。現在実施していることは、関係する研修を出来るだけ多く受講して、研修で得た情報を全教職員へ周知すること     | 障害学生には、大学が出来る範囲で合理的配慮を実施している   | 対象学生が在籍していないので実施していない  | 対象学生が在籍していないので実施していない            | 検討中               | 身体障害学生は、入学前面談に「本学は支援が不十分です」と伝えている。その結果、入学者がいない状況 |
| I  | 約2,000      | 現在は取り立てて新しい取り組みは行っていないが、義務化に伴い必要になれば取り組む姿勢はある                          | 障害学生には、大学が出来る範囲で合理的配慮を実施している。ガイドラインはホームページで公開している                                  | ノートテイクを実施。学生有償ボランティア（アルバイト）を使っている                                      | 移動支援等提供していない。学生が自分で確保している        | あり                | 学生育成研修は、外部の専門家に依頼して実施している                        |
| J  | 約1,100      | 現在は取り立てて新しい取り組みは行っていないが、義務化に伴い必要になれば取り組む姿勢はある。学生相談部会がLGBTQの支援方法を検討中である | 障害学生には、大学が出来る範囲で合理的配慮を実施している。座席配置や資料配布など。学業不振者には学習支援部会が対応している。                     | 対象学生が在籍していないので実施していない  | 対象学生が在籍していないので実施していない            | なし                | 学生が後輩学生をサポートするシステムは導入しているが、障害学生へのピアサポーター制度はしていない |

験できることは、学生の資質を高めることに繋がり、社会へのアピールポイントとすることも可能であろう。また将来的には、支援学生の研修に各学科教員の専門性を活かすことも可能かもしれない。

全国の多くの私立大学では、改正法施行に応えるべく準備を進めているところであろう。しかしながら、学内資源が必ずしも豊富ではない比較的小規模の大学では、その対応に苦慮しているところも多いと考えられる。本学においても、これまでの障害学生支援の取り組みを継続するとともに、必要に応じて他大学との互換的な連携なども視野に含めつつ、より充実した支援体制の実現を目指していく必要がある。学生ピアサポート制度を導入することは、そのための有効かつ有用な方法の1つであると考えられる。

## 引用文献

- 1) 文部科学省, 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について2015, (2022年10月10日閲覧, [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/gakuseishien/\\_icsFiles/afieldfile/2017/02/16/1382208\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/_icsFiles/afieldfile/2017/02/16/1382208_1.pdf))
- 2) 大阪人間科学大学. 大阪人間科学大学スローガン(宣言), 2022年度学生便覧. 大阪人間科学大学, 2022, iii (2022年10月10日閲覧, [https://www.ohs.ac.jp/assets/pdf/guide/2022\\_handbook.pdf](https://www.ohs.ac.jp/assets/pdf/guide/2022_handbook.pdf))
- 3) 高橋知音. 高等教育機関に求められる合理的配慮. 明星大学発達支援研究センター紀要. 2016;1:16-18
- 4) 内閣府, 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】2017, (2022年10月10日閲覧, [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki\\_jirei.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf))
- 5) 日上耕司, 大野裕史, 奥田健次, 小林重雄. 大学における障害のある学生への支援システムに関する実験研究－ノートテイクへの報酬の影響－. 吉備国際大学社会福祉学部研究紀要. 2006;11:169-181

# Utilization of Peer-Students as Part-time Workers in Our Programs for Students with Disabilities: Preparing for Day when Reasonable Accommodation Will be a Legal Obligation in Private Universities in Japan

Koji HIKAMI, CPP, PhD,<sup>\*†</sup> Shinichi SUGIYO, DDS, PhD,<sup>\*\*</sup>  
Kaoru TSUJI, OTR, BS,<sup>\*\*\*</sup> Misuzu YASUI, RST, MS,<sup>ψ</sup>  
Koichi SHIROKOSHI, BS,<sup>ψψ</sup> Nanami NAKAYAMA, CO, PhD,<sup>ψψψ</sup>  
Rie KAKU, CSW, MA<sup>§</sup> Hidetoshi SAKASHITA, CCP, MA,<sup>\*</sup>  
Takashi MORITA, CSW, MHSW, BS<sup>§§</sup>

**Objectives :** The Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities was partially revised and promulgated. With this change, reasonable accommodation will be also a legal obligation in private universities in Japan, and it is necessary to further strengthen the operational system and internal rules for student support services of this university. Then we examined the effectiveness of utilization of peer-support on our programs for student with disabilities.

**Methods :** First, we reconfirmed the gist of the Act, the meaning of “unfair discriminatory treatment” and “reasonable accommodation,” and the aim of establishment of this university. And next, we evaluated the results of the trial operation of peer-support, the results of inspection of two national universities, and the results of interviews about preparations for the revised Act, conducted with eight neighboring private universities.

**Results :** We reconfirmed and found that, (1)“reasonable accommodation” includes changing the social and/or physical environments, and it must be individually designed; the gist of the Act coincides with the aim of establishment of this university; (2)several problems, should be resolved in order to carry out the peer-support, e.g. training supporters, ranging activities which peer-students can support; (3)peer-students are employed as part-time workers in two national universities, and (4)in five of eight private universities.

**Conclusions :** We should confront the problems in order to carry out peer-support, and appropriately ensure reasonable accommodation for students with disabilities.

**Key Words :** Students with disabilities, Reasonable accommodation, Peer-support

(Received in Oct 14, 2022, Accepted in Dec 9, 2022)

---

\* Department of Psychology, Faculty of Psychology, Osaka University of Human Sciences.

\*\* Department of Physical Therapy, Faculty of Health Sciences, Osaka University of Human Sciences.

\*\*\* Department of Occupational Therapy, Faculty of Health Sciences, Osaka University of Human Sciences.

ψ Department of Speech-Language and Hearing Therapy, Faculty of Health Sciences, Osaka University of Human Sciences.

ψψ Department of Child Education, Faculty of Human Sciences, Osaka University of Human Sciences.

ψψψ Major of Certified Orthoptists Department of Health and Social Services, Faculty of Human Sciences, Osaka University of Human Sciences.

§ Department of Social Services(former Belonging), Faculty of Human Sciences, Osaka University of Human Sciences.

§§ Student -Support Center, Osaka University of Human Sciences.

\*† Corresponding author : Department of Psychology, Faculty of Psychology, Osaka University of Human Sciences. 1-4-1, Shojaku, Settsu, Osaka 566-8501, Japan.

E-mail : k-hikami@kun.ohs.ac.jp